

令和8年度 京都市立呉竹総合支援学校「学校いじめ防止基本方針」

Ⅰ 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条、また、いじめの積極的な認知や組織対応が徹底されていないことを受けた「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、さらに、京都市での「京都市いじめの防止等取組指針（平成 29 年 9 月改定）」の改定を踏まえ、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

いじめ不登校家庭支援委員会

イ 構成員

校長、教頭、副教頭、生徒指導主事(高)、小学部長、中学部長、高等部長、支援部長、養護教諭、教育相談主任、人権教育主任、スクールカウンセラー

ウ 開催時期

定例委員会は、年4回開催する(緊急対応の場合は、この限りではない)
毎月の対象児童生徒の記録を委員会参加教員で共有する

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画等の確認
- ・児童生徒の実態把握及び分析の共有
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・いじめ及び不登校に関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・地域、関係機関、専門機関との連携対応

オ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・集会、学校便り、学校運営協議会、学校運営懇談会等で周知する機会を設定する

3 学校いじめ防止プログラム(基本的施策)

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備・授業改善の充実

- ・「教育課程編成要領(京都市教育委員会)」及び「個別の包括支援プラン」に基づき授業を計画し、その目標に基づいてすべての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う
- ・学習規律の確立に努め、すべての児童生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する
- ・全ての児童生徒に、「個別の包括支援プラン」に基づいた習得すべき基礎的な力の定着を図る

イ 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、また、人権意識の向上を図るため、教育活動全般を通して道徳教育・人権教育の充実を図る

- ・小学部では、社会参加・自立に向けて、得意なことや基礎的・基本的な力を伸ばす
- ・中学部では、小学部で培った力をもとに、家庭、学校、地域での生活に生かすとともに、社会参加・自立に向けた応用的な力を伸ばす
- ・高等部では、小学部、中学部で培った力をもとに、社会参加・自立に向けた実際的な活動を通して、実用的な力を伸ばす

ウ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実 児童生徒同士の絆づくり

- ・ 児童生徒会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する
- ・ 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う
- ・ 学校行事(学校祭体育の部や文化の部)を通して人間関係づくりを行う
- ・ 学年、学部を越えた異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る
- ・ 保護者や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る

エ 児童生徒への啓発

- ・ 12月の人権月間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語を作成する
- ・ 児童生徒のいじめに対する理解や、児童生徒自らいじめに対し、適切な対応がとれるように、いじめ防止啓発に関する授業を行う。

オ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する
- ・学校評価アンケートをもとに日々の実践について、PDCAサイクルでの見直しを行う

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・各学部長は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)を「いじめ不登校家庭支援委員会」で共有する
- ・「いじめ不登校家庭支援委員会」で共有された情報は、学部会等を通して全教職員で共有する
- ・重大事態については、「いじめ不登校家庭支援委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する

イ 教育相談の実施

- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談を実施する

ウ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・いじめに関する記名式アンケートを複数回実施する
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート(記名式)において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める

エ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- ・いじめに関する記名式アンケートや学校評価の児童生徒によるアンケート(記名式)をいじめ不登校家庭支援委員会において検証する

オ その他

- ・登校、休み時間などの校内巡視による児童生徒の見守り活動を実施する
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりを構築する
- ・いじめへの対応に関わる教職員の資質能力向上を図る取組やいじめの早期発見、いじめへの対応に関する取組方法等を徹底するため、チェックリストを作成、共有して全教職員で実施する

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う
- ・いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ不登校家庭支援委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童生徒の支援や加害児童生徒への指導、周りの児童生徒の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消、改善及び再発防止に向けた取組を進める

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応
 ≪いじめ事案に対する組織的な対応の流れ≫

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』 □学校いじめ防止プログラムの策定 □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知 □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善	『いじめ対策委員会』 □担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知 □臨時の委員会開催時の手順確認・周知 □児童生徒、保護者、地域への周知 □いじめの認知・解消の判断について確認
------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ不登校家庭支援委員会で共有】 ●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。	【事実確認】 ●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。 ●いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。 ●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。 ●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。
-------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
 [認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】 ●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。 ●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。 ●いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、 再発防止 に向けた指導を行う。 ●周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。	【保護者への連絡・家庭との連携】 ●担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。
【謝罪の場の設定】 ●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。 ※事案内容によってはこの限りではない。	【関係機関との連携】 ●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】
 ●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・匿名性が高く、児童生徒が容易に取り扱うことができる現状を鑑み、未然防止や家庭との連携が必要であり、日頃から情報収集と未然防止に向けた啓発活動を行う
- ・いじめに係る画像等の拡散については、場合によっては関係機関との連携を視野に入れて対策を講じる
- ・京都市教育委員会、京都府警本部と連携し「ルール・マナー教室」を実施し、インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発、指導の充実を図る
- ・PTA活動や地域交流会、学校運営協議会の活動を通じて保護者や地域への啓発を行う

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの解消は、「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」と定義される
- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ不登校家庭支援委員会」で情報を共有する
- ・「いじめ不登校家庭支援委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う
- ・周りの児童生徒への関わりを把握する
- ・被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導体制をとる
- ・被害及び加害児童生徒の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する
- ・被害児童生徒及び保護者への支援を行う
- ・加害児童生徒への指導及び保護者への助言を行う
- ・周りにいた児童生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて集団への指導も行う再発を防ぐ
- ・事案によっては、警察に連絡を入れる

(4) 教職員の資質能力向上の取組(校内研修)

ア 内容

「いじめ防止対策推進法」「いじめ不登校家庭支援委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策、早期発見に向けた対策、発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る

イ 実施時期 研修

人権研修、道徳研修、障害理解、児童生徒理解等、年間を通じて総合的に行う
(年間計画参照)

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める
- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「呉竹総合支援学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や言葉かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る
- ・PTAとの連携のもと、学校運営協議会、学校運営懇談会等で、いじめ問題や「呉竹総合支援学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める機会を設定する
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童生徒、被害児童生徒の精神的ケアを図る
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく
- ・状況に応じて関係資料をすぐメールで配信したり、学校ホームページに掲載したりする

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態として取り扱う案件は、以下のこと等とする

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき
- ② いじめにより、相当の期間(30日を超える)欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法と「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に関わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う

本校が調査の主体となる場合は、以下のこと等を速やかに行う

- ・本校の下に組織を設置
- ・事実関係を明確にするための調査
- ・必要に応じた適切な保護者への情報提供

- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた適切な措置
- ・同種の事態発生の防止に向けた取組の推進

京都市教育委員会が調査の主体となる場合は、以下のこと等を行う

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する

月	対策会議や校内研修等	アンケートの実施や 教育相談週間等	保護者への啓発等	
4	いじめ不登校家庭支援委員会① 児童生徒理解の研修会		家庭訪問 授業参観日	学校運営懇談会 (通年) 「対策委員会の周知」
5	職員会議「学校いじめ防止基本方針」 の共通理解	教育相談		呉竹余暇体験サークル(通年)
6		教育相談 いじめに関する記名式 アンケート	授業参観日	地域懇談会
7	いじめ不登校家庭支援委員会② 「記名式アンケートの結果の共有」	教育相談		学校運営協議会
8		チェックシート(教職員)		
9		教育相談	個別懇談会 授業参観日	
10		学校評価アンケート 教育相談	学校評価アンケート 授業参観日	
11	研修会「学校評価の共有」	教育相談 いじめに関する記名式 アンケート		学校運営協議会
12	いじめ不登校家庭支援委員会③ 研修会(人権)【予定】 「記名式アンケートの結果の共有」	教育相談	授業参観日	
1		教育相談	授業参観日	
2	いじめ不登校家庭支援委員会④ 年間取組・学校いじめ防止プログラムの見直し (まとめ、来年度に向けて)	学校評価アンケート 教育相談	個別懇談会 学校評価アンケート 新1年入学説明会	学校運営協議会

未然防止に向けた取組や行事等

月	小学部	中学部	高等部	全校
4	・学級びらき	・学級びらき ・新入生を迎える会	・学級びらき ・新入生を迎える会 ・学年集会(通年)	・対策委員の周知
5	・居住地校交流及び共同学習(通年) ・藤城小学校、稲荷小学校との学校間交流及び共同学習(通年) ・新しい友だちを迎える会	・居住地校交流及び共同学習(通年)	・自主通生の会(通年)	・学校祭体育の部 ・あいさつ運動(通年)
6		・生き方探究チャレンジ体験(6~10月)	・非行防止教室(ルール・マナー教室) ・宿泊学習(高1)	
7		・夏のつどい	・薬物乱用防止教室	・全校児童生徒集会
8				・全校児童生徒集会
9	・宿泊学習(小5)	・宿泊学習(中2)		
10		・修学旅行(中3)		・全校児童生徒集会
11			・スマホ・ケータイ教室 ・修学旅行(高2)	・学校祭文化の部
12	・修学旅行(小6) ・冬のつどい	・桃山中学校との学校間交流及び共同学習 ・冬のつどい	・思春期教室	・全校児童生徒集会 ・人権標語 ・本部役員選挙
1			・総合支援学校合同生徒会	・全校児童生徒集会
2			・総合支援学校合同生徒会 ・3年生を送る会	
3	・6年生を送る会	・3年生を送る会		・全校児童生徒集会